

令和6年7月16日
千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課

「いじめ重大事態調査員」について

1 いじめ重大事態に係る課題

- (1) いじめ重大事態の認知漏れの可能性
保護者から県教委に相談があり、学校を指導して、いじめ重大事態と認知した事案が散見される。
- (2) 学校の認識と保護者・児童生徒の認識のずれ
 - ア R4 本県問題行動等調査不登校の主な要因がいじめ
(小 0.3% 中 0.2% 高 0.3%)
 - イ 不登校児童生徒等実態調査 (R5 年度実施、県独自調査)
学校に「行きたくない」と思ったきっかけで「友達のことでも気になることがあった(嫌がらせやいじめがあった)」 小・中 22.2%
- (3) いじめ重大事態の調査について
 - ア 法を厳格に適用したいじめ重大事態の認知が重要。学校に対し、指導を徹底している。
 - イ 調査の状況
(R4 年度県内のいじめ重大事態について)
調査開始から報告書の第1稿提出までの平均日数は 99 日
※調査の担い手不足、調査が始まって、委員それぞれが職業を持っており会議日程の調整が難航

2 「いじめ重大事態調査員」の導入

- (1) 雇用の形態
県教育委員会が会計年度任用職員 1 名雇用
1 日 7 時間 45 分×週 4 日×35 週
- (2) 雇用した者の属性
県行政でいじめ重大事態の対応経験がある
校長の経験がある
公認心理師の資格をもっている

(3) いじめ重大事態時の実際の対応

学校が事案認知後、すぐに「いじめ重大事態調査員」(※1)と「スクールカウンセラー・スーパーバイザー」(※2)が学校のいじめの防止等の対策のための組織に加わる(※1、※2は外部委員と整理している)。

いじめ重大事態調査員は、調査の進め方、事実認定の適否、報告書の書き方等を学校に助言する。

集中的に、会議等を行い、2週間を目処に、調査を完了することを目標にしている。

3 いじめ重大事態の調査組織について

(1) 調査組織の選定について(本県の想定)

ア 教育委員会の附属機関

(例) いじめにより児童生徒が自殺した事案

イ 学校のいじめの防止等の対策のための組織に職能団体等から推薦された第三者を加える。

(例) 児童生徒・保護者が第三者性に一定の厳格性を求める場合

ウ 学校のいじめの防止等の対策のための組織に県から「いじめ重大事態調査員」「スクールカウンセラー・スーパーバイザー」を加える。

(例) 児童生徒・保護者が「いじめ重大事態調査員」に第三者性があることを理解しており、迅速な調査が求められる場合。

(2) 第三者性について

第三者性については、程度があり、事案に応じて適切に判断する必要がある。いじめにより児童生徒が自殺した事案などにあつては、職能団体から推薦された場合であっても、同一都道府県では、何かしらつながりがあるから他の都道府県から選任してほしいと要望が出る場合もあると聞く。

一方で、いじめにより不登校となっている事案などでは、児童生徒も保護者も、厳格な第三者性よりも迅速性を求めている場合が多くある。本県の制度は、県が雇用したいじめ重大事態調査員とSCSV(学校の対応に大きな問題がない場合などは、いじめの加害者側と被害者側に直接の利害関係がなければ第三者性はあると整理している)がすぐに学校に入り、調査を主導して適切かつ迅速に対処するものである。

なお、策定された報告書は、スクールロイヤーに、調査漏れや矛盾がないか点検を依頼することとしている。